

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

二宮町長 村田邦子

市町村名 (市町村コード)	二宮町 (14342)
地域名 (地域内農業集落名)	山西・川勾地区 (梅沢集落／越地集落／茶屋集落／釜野集落／入川勾集落／通川勾集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和3年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、認定農業者の拡大意向が少ないことから、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成・確保や後継者による維持が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

この地域は、町内でも平坦な農地が多い地域であり、農業生産力が高いため、地域の特産物である果樹や、露地野菜の栽培を維持する。担い手は、認定農業者による維持や後継者を含めた新たな認定農業者の確保に努めるとともに、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより確保していく。また、有機栽培を中心とする農業者と従来の農業者とが共存した地域農業を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を中心として、その周辺を含む農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来の経営農地の集約化を目指し、原則、農地中間管理機構の活用を促進していく。農地の集約化を図るため、農地を農地として維持し、新たな荒廃地を増やさないよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用の促進にあたっては、メリットをわかりやすく説明する等、周知内容の工夫に努めるとともに、生産組合等を通じた継続的な情報提供を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
山西地区(釜野集落周辺)のうち、吾妻山西部の山麓周辺については、新規就農者やNPO法人等の多様な担い手が農地利用を行っているが、さらに集約を図るため、また町が管理するふれあい農園やNPO法人の管理農園の利便性の向上を図るため、農業基盤に取り組むことを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県・町・JA湘南等が連携し、就農相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託については、理解を深めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①町有害鳥獣対策協議会との連携により、イノシシ等の有害鳥獣の農業被害を軽減するため、必要に応じて捕獲を行うとともに、広域柵の設置を検討し、農作物被害の拡大、生息域の拡大、及び人身被害の発生の防止に取り組む。物被害の拡大及び人身被害の発生の防止に取り組む。